

「鵜沼の緑と景観を守る会」機関紙

鵜沼の緑



6月例会・学習会報告

発行 藤沢市鵜沼地区「鵜沼の緑と景観を守る会」

(略称:みどりの会)

事務局 代表 北村裕彦(携帯090-9836-5157)

6月例会・学習会報告

6月例会は6月17日(日)15時より鵜沼公民館で行われました。出席者12名。

司会、古山幹事。書記、佐藤幹事。

6月例会報告

北村代表の報告に入る前に、斎藤県議(当会会員)の挨拶と懸案になっていた鵜沼海岸の津波避難タワーと東北の瓦礫処理問題、その他の報告がありました。

斎藤県議の報告

① 鵜沼海岸の津波避難タワーについて

その後、県と藤沢市が避難に対する具体的方策についての話し合いが行われました。

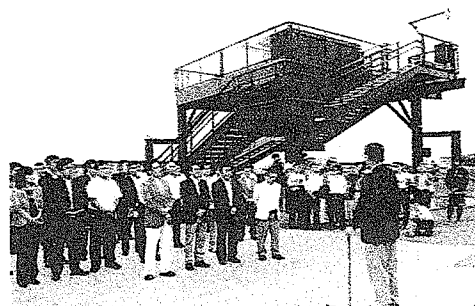
また片瀬地区の西浜町内会では西浜独自の避難訓練を行い、

現在、避難場所として白百合学園や海岸沿いのマンションに協力依頼したそうです。

2012・7・1

市長や市民センター長にも避難対策や避難ビルのあり方などについて関わってもらうように折衝するとのことでした。

*整備を進めていた津波避難タワーは完成し7月1日に完成披露式が行われました。



② 東北の瓦礫処理について

今年3月、細川元首相と宮脇昭さんが瓦礫処理について野田首相に直訴したことはお話ししました。瓦礫処理について県知事も協力を表明しています。具体的な進め方として、県土整備局と藤沢土木事務所にコンタクトをとり、北村代表に会ってもらうようにしたいと思います。

③ 旧藤沢高校跡地の利用について

現在、市内の5つの市民団体から跡地に博物館や美術館を兼ねた創造の丘建設の要望が出ています。ところがあの土地は県有地で市に移管する場合、県から多額の移管金を要求されており藤沢市も戸惑っているそうです。もともとあの土地は県立藤沢高校が設立される時、藤沢市から無償で提供されたものです。

④ 鈴木新市長は「まちなみ百年条令」構想を打ち出しています。

詳細は後日お知らせいたします。

北村代表報告

1 第6回湘南ふじさわ歴史文化めぐり (おとなの遠足)

今回は片瀬江ノ島駅から江の島道を歩きます。

<日時> 6月30日(土)

第1部・・・10:00~12:00 歴史的建造物めぐり

第2部・・・13:30~14:30 ミニレクチャー

<コース>

片瀬江ノ島駅⇒州鼻通り⇒龍口寺⇒常立寺⇒西行戻り松⇒
片瀬市民センター前江の島道標⇒一遍上人地藏堂跡⇒
密蔵寺⇒諏訪神社⇒片瀬しおさい荘⇒カトリック片瀬教会

<ミニレクチャー> 片瀬しおさい荘

「カトリック片瀬教会と山本家について」

2 鵠沼郷土資料室の展示

6月15日(金)から9月15日(土)まで

「鵠沼の自然」と題して展示が行われています。

みどりの会からは鵠沼の美しい景観写真10数点と松の分布図を掲示しました。その他の参加団体は藤沢探鳥クラブ・藤沢メダカの学校をつくる会 湘南みちくさクラブなどです。

などです。市内に出没するハクビシン、鵠沼海岸で見られたアカウミガメ産卵の写真などが見られます。



「鵠沼の自然」展示 鵠沼郷土資料室

3 2012湘南郷国文化祭への参加

今年も昨年同様、西は小田原から東は葉山に至る9市町内の各種文化団体によるイベントが行われます。昨年は23団体52の会場で行われました。藤沢からはNPO法人旧モーガン邸を守る会・善行雑学大学・藤沢文化創造の丘をすすめる会・湘南藤沢文化ネットワークの4団体が参加しました。

今年は当みどりの会も参加する予定です。

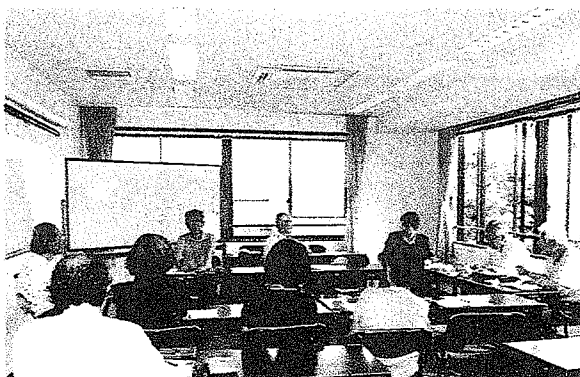
企画案として、旧後藤医院(橘市民の家)の応接室を借りてのピアノ演奏会。

ピアノは旧後藤医院にあったアップライト型ピアノ(調律済)、演奏者についてはこれから交渉・

依頼します。ただし応接室ですので隣の畳部屋、廊下を利用してもしせいぜい収容人数は20名程となります。

なお、会員のみなさんから何か良いアイデアがありましたらお知らせ下さい。

文化祭の期間は昨年同様、9月初旬から12月中旬の予定です。

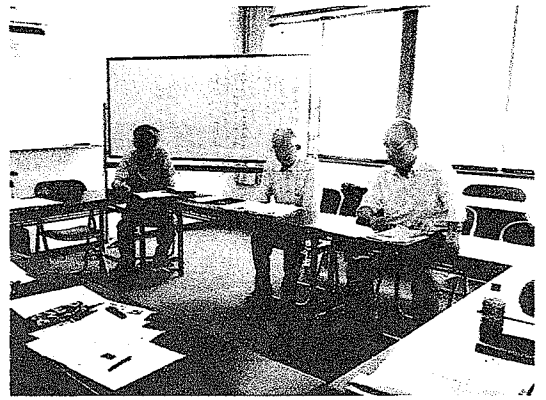


学習会

「ニコニコ自治会景観形成地区へ」

大西勝彦会員(ニコニコ自治会)

ニコニコ自治会が住民協定を結んでから10年が経ったとのこと。現在、住民協定はうまく機能しているということですが、さらにそこから一步踏み出して景観形成地区指定にまで至ったその経過、その意義、そして苦労話など語っていただきました。すでに景観形成指定地区としてこの4月に告示、10月から施行されるそうです。大西さんは住民協定と景観形成地区との違いをわかりやすくするため一覧表にしておきました。以下、これに沿って進行いたします。



2012・6・17

| | 住民協定 | 景観形成地区 |
|--------|------------------------------------|---|
| 1 推進母体 | 自治会 (市は周知活動で連携) | 市(景観課) (自治会は地権者への周知で連携) |
| 2 合意対象 | 住民 | 地権者 |
| 3 合意条件 | 多数(2/3以上) | 最低過半数 市の総合判断 (景観審議会、都市計画審議会、議会、反対地権者等の調整) |
| 4 運営 | 自治会 協定運営委員会 | 市(窓口は景観課) 景観形成協議会と協議するケースもある |
| 5 課題 | 協定委員会の人材と継続 地権者の合意 規定の但し書の運営 | 地権者の調査と費用負担 不在地権者への周知 運用基準の継続性 |

- (1) 推進母体・・・まず重要なことは、景観形成地区内においては、「景観法」第16条1項に基づき届出が必要になったことです。(届出書、委任状、案内図、配置図など正副2部)つまり法律に基づき施行されるということです。したがって推進母体は自治会から市(景観課)に移ります。
- (2) 合意対象・・・住民から地権者へととなります。地権者の合意がないと進行しません。また法的な手続きも必要となりますのでいろいろと自治会や市の担当者のご苦労がありました。
- (3) 合意条件・・・住民協定では住民の3分の2以上の賛成(多数)が一応の条件となっておりますが、形成地区では地権者の最低過半数となっております。ニコニコ自治会の地権者は560世帯。地番では714筆。この中には不在地主(地権者)も多数おりましたが、

何とか過半数の賛同を得るのに2年ほどかかったそうです。

右欄に「市の総合判断」とありますがこの間の経過を物語っています。

(4) **運営**・・・これも1と同じように自治会（協定運営委員会）から市（景観形成協議会）に移ります。この運営に当たっていろいろな問題が生じます。いくつか例を挙げます。

①法的に過半数を超えたので景観審議会、都市計画審議会も合意

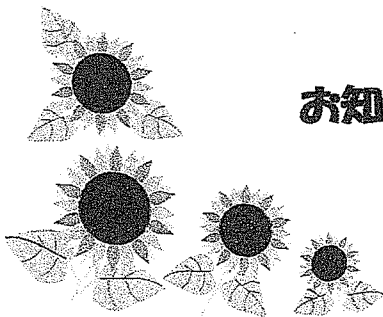
②業者と地権者（地主）の関係が形成地区指定によって硬直的にならないように対応する。

③協定というルールがはっきりしていると、業者は前もって調査し、採算可能な線を考えるようになった。形成地区になると業者も購入者もかなり前から対応できるということが分かってきた。

④70坪の土地を2分割にしたいと申請してきた業者に対し、逆に70坪で開発した方が風致が保たれて資産価値が上がると説得し業者が納得した。このように業者に強気に働きかけることにより、業者も次第に理解する方向が見えてきた。

(5) **課題**・・・何といても自治会の運営に人材と手間がかかるということ。つまり自治会としての範囲を超えているということです。景観形成地区に指定されると、こうした問題が市にバトンタッチされるので自治会の負担がだいぶ軽減されます。

(注：ニコニコ自治会景観形成地区について知りたい方は資料が景観課にあります)



お知らせ

**8月の例会は休会となります。
広報紙も休刊します。
よろしくお願いいたします。**

7月の日程

| | |
|---------------------------|-----------------|
| 編集会議 | 7月4日(水) 10:00~ |
| 広報印刷 | 7月6日(金) 15:00~ |
| 高木心れあい荘清掃 | 7月15日(日) 9:30~ |
| 例会 | 7月15日(日) 15:00~ |
| 学習会「街なみ100年条例について」 | |
| 藤沢市景観課 奈良課長 | |
| 0邸清掃 | 7月20日(金) 9:30~ |
| 幹事会 | 7月29日(日) 10:00~ |

8月の日程

| | |
|-----|-----------------|
| 幹事会 | 8月25日(土) 10:00~ |
|-----|-----------------|

先日、東京駒込にある東洋文庫に行きました。三菱三代当主岩崎久弥が大正一三年に設立。蔵書百万冊。世界五大東洋学研究図書館の一つ。マルコポーロの東方見聞録各国の訳書、杉田玄白らの訳「解体新書」原本「ターヘル・アナトミア」などそのスケールの大きさに圧倒されました。さて、鶴沼も二つの自治会で住民協定が結ばれ、ようやく乱開発に歯止めがかかろうとしています。一方、みどりの会の運動は例会出席者が少なくかなり曲り角に立たされています。皆さんのご意見をお聞かせ下さい。

(佐)

編集係より